

令和4年度 第1回

千曲市林業振興協議会資料

令和4年7月11日（月）

13時30分～

千曲市役所3階 302 中会議室

## 千曲市林業振興協議会委員名簿 (敬称略)

職名	氏名	選出区分	所属
会長	* 塚田 茂雄	農林業関係団体	若宮、羽尾、須坂、上徳間、内川、千本柳 財産区
副会長	* 金井 幸二	農林業関係者	千曲の森
委員	北島 佑治	農林業関係者	長野森林組合 更埴支所長
委員	久保 和則	千曲市区長連合 会が推薦する者	千曲市区長会連合会更埴支部 生萱区長
委員	金井 宗夫		千曲市区長会連合会戸倉支部 仙石区長
委員	鹿田 明男		千曲市区長会連合会上山田支部 八坂自治会長
委員	長門 裕二	農林業関係団体が推 薦する者	ながの農業協同組合 ちくま営農センター長
委員	* 杉本 一三	学識経験のある者	鳥獣保護管理員
委員	武田 佳治	学識経験のある者	林務課副参事兼課長補佐兼普及係長
委員	* 古家 正紀	学識経験のある者	千曲市建設業協会
委員	宮坂 博喜	学識経験のある者	みどりの少年団育成会 八幡小学校校長
委員	* 湯本 英夫	公募による者	公募
委員	* 塚田 親平	公募による者	公募

\*は再任

## 参考資料

### (1) 令和4年度 主要林務事業計画について

#### 1. 民有林整備事業 R4 予算 4,021 千円 (R3 予算 4,009 千円)

地域林政アドバイザーを活用しながら市内山林の適切な管理の促進及び長野県森林づくり県民税を活用した里山整備等を実施。

○地域林政アドバイザー賃金等	2,935 千円
○森林づくり推進支援金事業補助金(県森林税 10/10)	
・里山景観整備事業(間伐・下刈り等 0.5ha 以上)	
13 件(区・自治会、営林組合等を対象)	780 千円
・協働による森林づくり事業(植樹・育樹等)	
3 件(一般市民及び小中高等学校の児童生徒を対象)	300 千円

#### 2. 森林環境譲与税活用事業 R4 予算 14,223 千円 (R3 予算 4,733 千円)

森林経営管理制度に基づく森林整備の推進や、防災・減災のための森林整備、県産材活用のための事業を実施。

今年度は屋代・桜堂・小島・打沢・鋳物師屋・森の山林約103ヘクタールの現地調査及び森林経営管理制度に基づく意向調査を実施し、その後、当年度調査地区を約5か年で間伐など必要な整備を図っていく。

○千曲市森林づくり推進員賃金等	954 千円
○意向調査等に係る消耗品費通信運搬費	219 千円
○意向調査前筆界案作成委託料	800 千円
○民有林景観向上のための整備委託料	500 千円
○県産材活用(大池市民の森木製遊具更新)	7,200 千円
○千曲市森林づくり事業補助金	4,550 千円

### 3. 市有林管理事業 R4 予算 15,374 千円 (R3 予算 14,068 千円)

市有林内の間伐・支障木や倒木の撤去等の森林整備、個人や千曲高原開発(株)への市有林貸付にかかる業務等を実施。

- 市有林整備事業委託 9,454 千円
  - ・桑原(横手山)地区間伐  
(測量・作業道開設含む)(8ha)
- 森林(もり)の里親森林整備委託 300 千円
- 市有林支障木等伐採処理委託 1,600 千円
- 市有林貸付料の徴収支払事務、団体負担金、委員報酬ほか

### 4. 松くい虫防除対策事業 R4 予算 19,066 千円 (R3 予算 19,067 千円)

市内全域において、松くい虫による被害防止・軽減のための伐倒駆除及び個人や区等団体による被害対策事業に対する補助を実施。

- 被害木伐倒駆除委託 (市内全域 約 500 m<sup>3</sup>) 17,766 千円
- 松くい虫防除対策補助金 500 千円
- 松くい虫被害木調査委託 他 500 千円

### 5. 緑化推進事業 R4 予算 2,633 千円 (R3 予算 2,636 千円)

千曲市植樹祭及び育樹祭の開催、みどりの少年団の支援・育成、保育園児を対象としたどんぐり大作戦、みどりの募金事業等を実施。

- 「協働の森づくり」事業費
  - ・参加者汁物代、地拵え・木育活動委託費、仮設トイレ(洋式)借上げ、苗木代

### 6. 野生鳥獣保護管理対策事業 R4 予算 471 千円 (R2 予算 514 千円)

野生鳥獣の保護、捕獲に関する事業を実施。

- 鳥獣出没通報対応(クマ、イノシシ、ニホンジカ、カモシカ、サル、ハクビシン、タヌキ等)
- 野生鳥獣の捕獲許可事務
- ツキノワグマ対策(注意看板の設置等)

**7. 林道管理事業 R4 予算 83,599 千円 (R3 予算 52,337 千円)**

市内 40 路線の林道及び主要作業道の点検整備・工事を実施。

○林道等維持管理業務（作業員 2 名賃金等）	2,542 千円
（主要林道草刈等業務委託）	3,000 千円
○林道作業道修繕	3,000 千円
○林道台帳の作成（市内八幡中原入支線 600m）	1,260 千円
○林道権次郎線機能向上改良工事	20,000 千円
○橋梁修繕工事（市内桑原不動滝線他）	45,000 千円
○工事管理業務委託（道路改良・橋梁修繕工事）	4,900 千円
○林道作業道崩落土砂撤去重機借上げ	1,500 千円

**8. 市民の森管理事業 R4 予算 5,325 千円 (R3 予算 5,345 千円)**

大池市民の森の運営にかかる事業の実施。

○大池森林総合施設を含む大池市民の森の管理	
・指定管理委託（株）森選組	3,500 千円
・施設修繕料（大池周辺木橋等）	1,430 千円
・遊具・水道施設保守点検委託	310 千円

**9. 森のエネルギー推進事業 R4 予算 250 千円 (R3 予算 250 千円)**

地球温暖化防止に寄与するため、木質バイオマス（ペレット・薪）を活用したストーブ、ボイラーの普及を促進し、併せて里山資源の有効活用を図る。

○設置補助金	
・ペレットストーブ又はボイラー 2 台	200 千円
（森林づくり県民税活用 補助額 150 千円）	
・薪ストーブ 5 台	50 千円

**10. 治山事業費 R4 予算 4,000 千円 (R3 予算 441 千円)**

国・県で行う治山事業への要望及び軽微な市単独治山事業を実施。

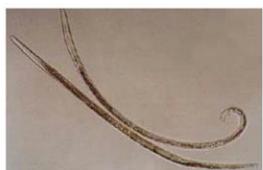
○市有林内落石防止工事測量設計委託	4,000 千円
-------------------	----------

協議事項（5）松くい虫防除対策事業について

## 松くい虫防除対策事業について

# 松くい虫被害の発生メカニズム

- ・ マツノザイセンチュウ（線虫）が松の樹体内で活動し、通水阻害を起こして松が枯損
- ・ 衰弱した松に産卵するマツノマダラカミキリが線虫を媒介し、周囲へ被害が拡大



1mm  
マツノザイセンチュウ

春



カミキリ成虫が若枝の皮を食べる（後食）時に、線虫がマツの樹体内に侵入

夏



樹体内で線虫が増殖し、マツが衰弱

秋



夏～秋にかけて衰弱したマツにカミキリが産卵

冬



ふ化した幼虫は樹皮下で成長し、成熟した幼虫が材内の蛹室で越冬



マツの枝の皮を食べる成虫



5月～7月に羽化したカミキリが線虫を体内に入れて樹体内から脱出



2.5cm

マツノマダラカミキリ

注1) 発生メカニズムについて、被害の発生時期などは地域の気候等によって異なるため、おおよその季節を記載している。

注2) 「カミキリ」とは「マツノマダラカミキリ」を、「線虫」とは「マツノザイセンチュウ」のことをそれぞれ指す。

# 松くい虫被害の対策（千曲市）

- 被害対策として「駆除（伐倒くん蒸）」と「予防（薬剤散布）」を実施



伐倒駆除

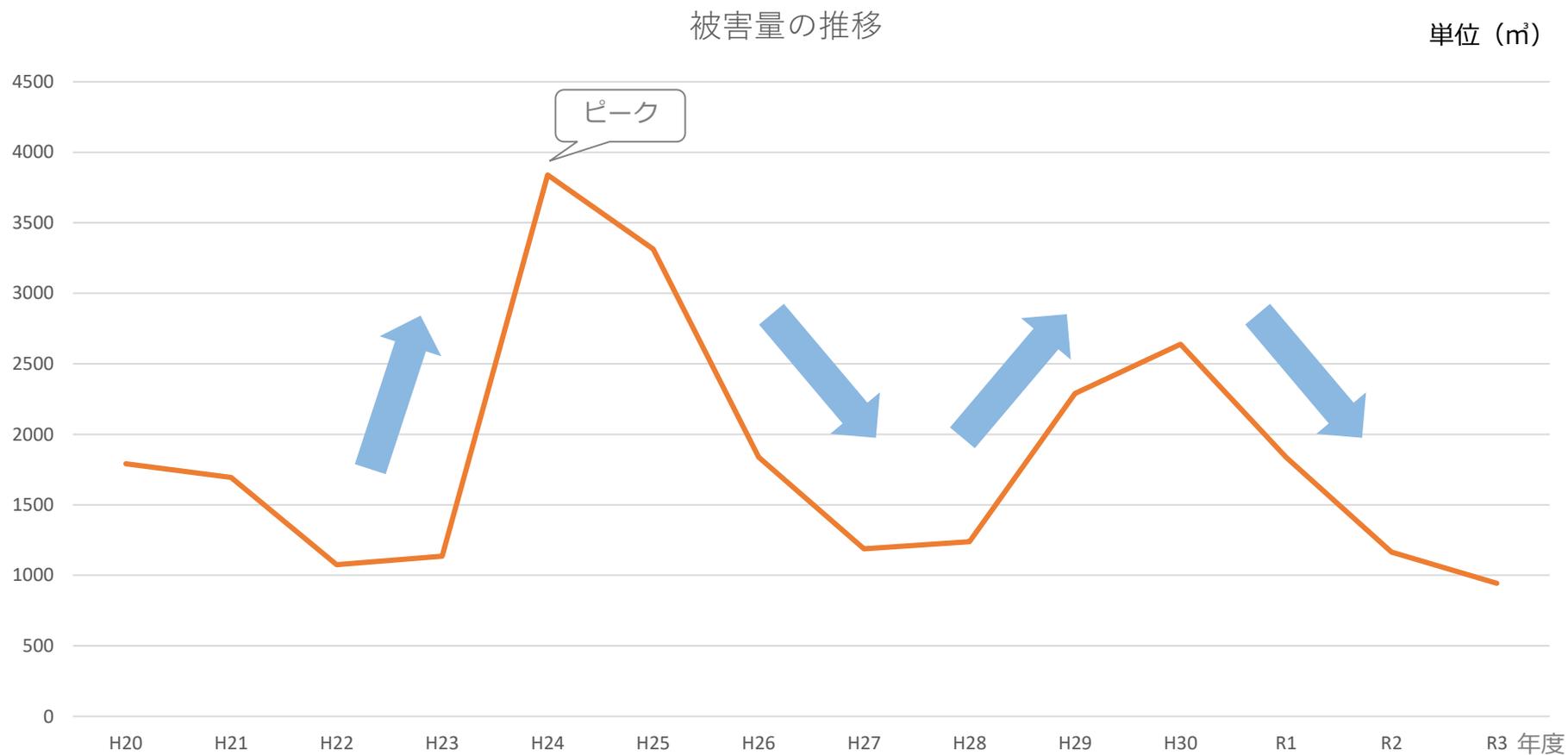


地上散布

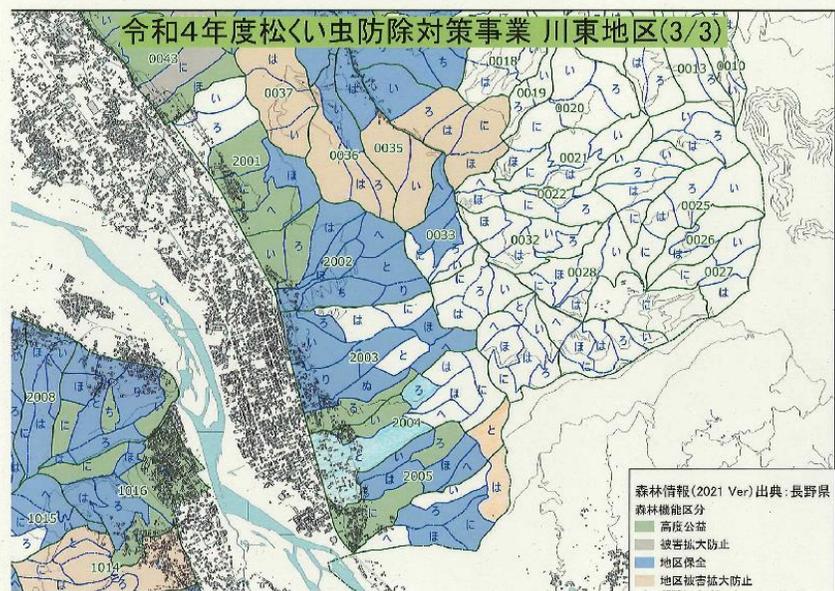
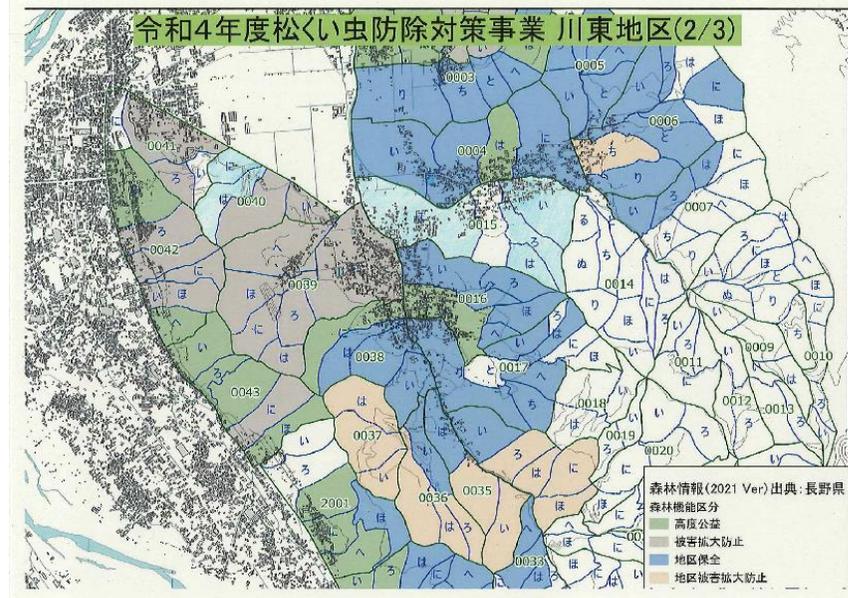
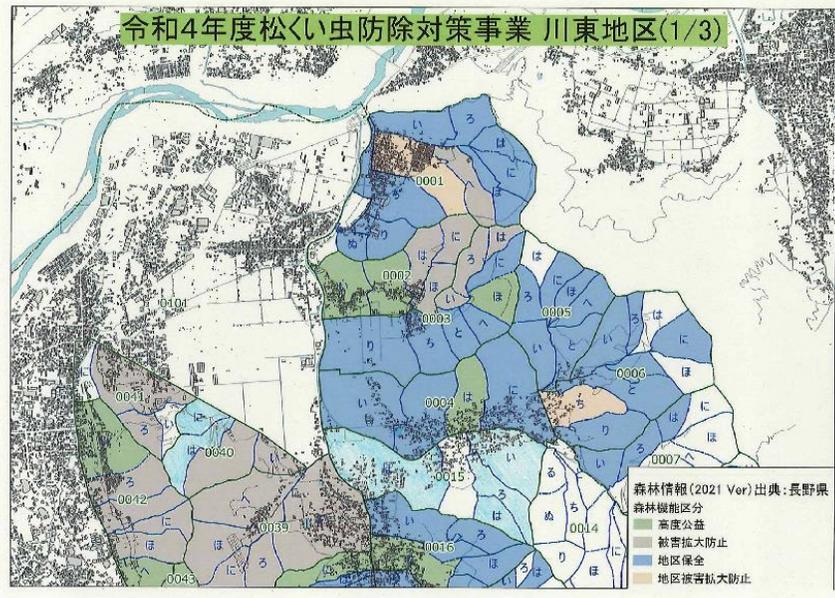
工事名	令和2年度 松林健全化推進事業 松くい虫防除対策(地上散布)委託
工事場所	千曲市大字上山田字城山0.30ha
工種	薬剤地上散布
R2.6.22	
地上散布中	

# 松くい虫被害の現状（千曲市） \_ 被害量

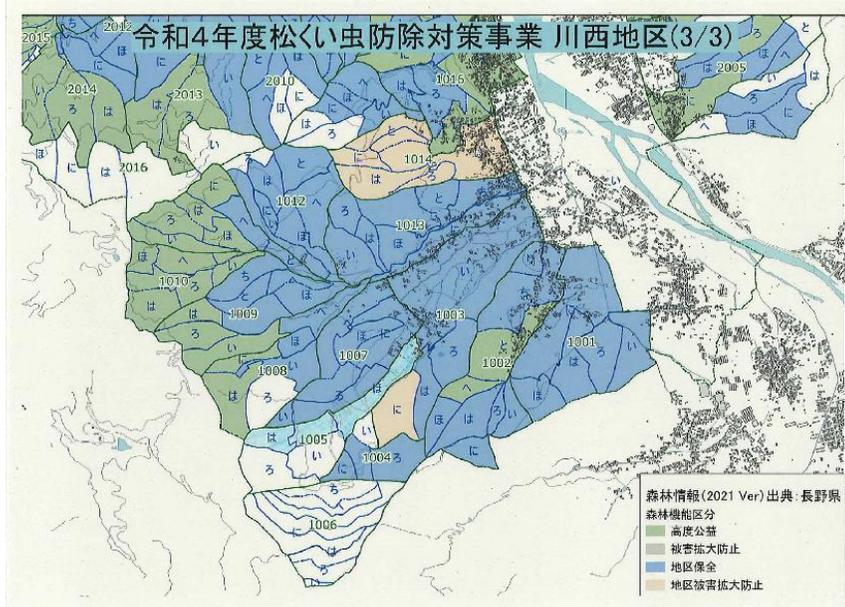
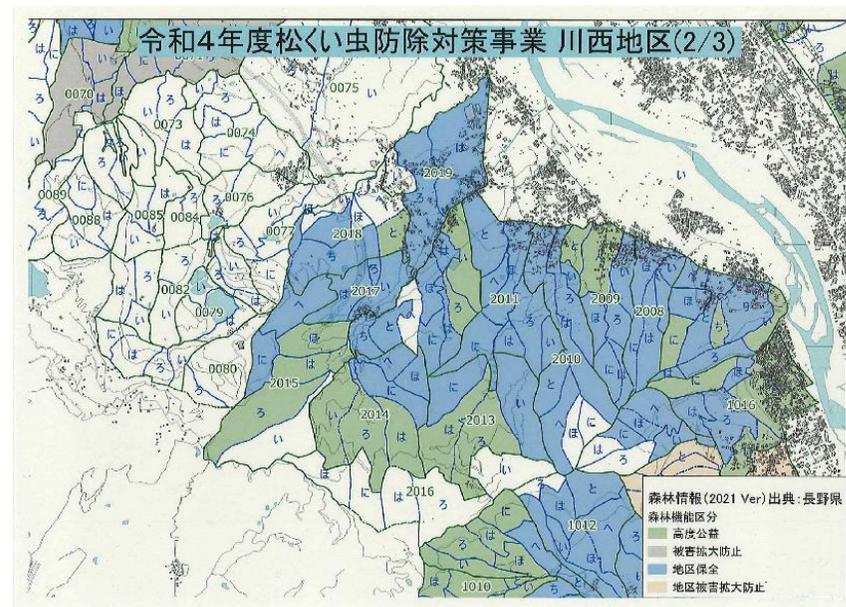
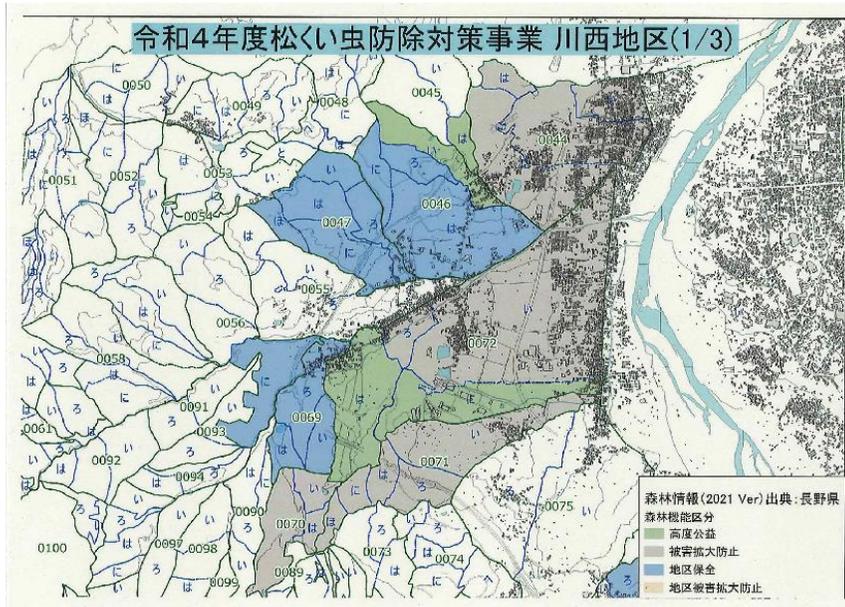
- ・ 過去10年間の発生量を見ると平成24年度の3,840m<sup>3</sup>をピークに、現在は減少傾向
- ・ 増加と減少を繰り返している



# 松くい虫被害の現状（千曲市） \_ 被害対策の範囲（川東地区）



# 松くい虫被害の現状（千曲市） \_ 被害対策の範囲（川西地区）



# 松くい虫被害対策の現状（千曲市） \_ 被害対策の実施範囲

## ●被害対策を実施する森林（松林）

・高度公益機能森林 → 緑色 ※ 県が認定  
主に保安林が該当



・被害拡大防止森林 → 茶色 ※ 県が認定  
一般的に高度公益機能森林の周りに配置



・地区保全森林 → 青色 ※ 市が認定  
市が重要と判断したものが該当



・地区被害拡大防止森林 → 橙色 ※ 市が認定  
一般的に地区保全森林の周りに配置



保全すべき松林

周辺松林

## ●被害対策を実施しない森林（松林）

・松林が存在しない森林 → 無色  
※ 森林簿上

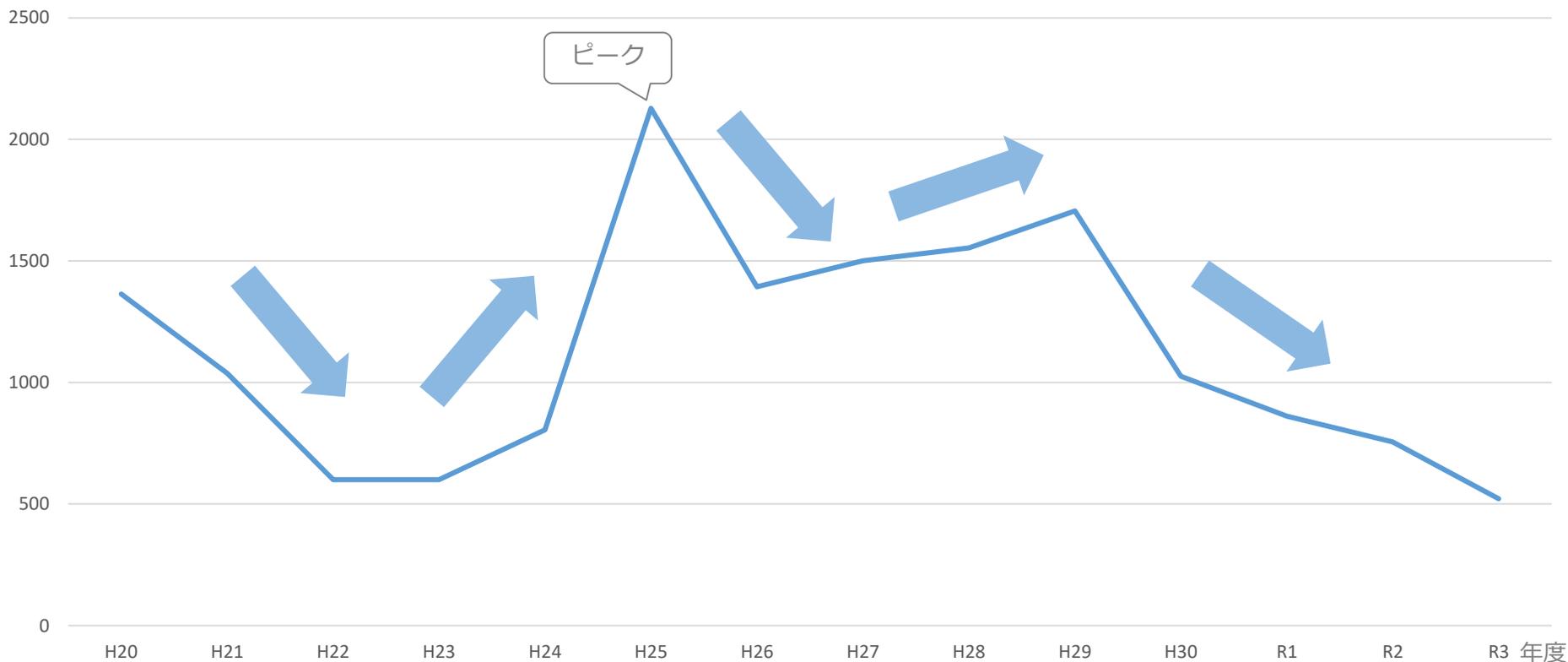


# 松くい虫被害対策の現状（千曲市） \_ 駆除量

- ・ 過去10年間の駆除量は平成25年度の2,127m<sup>3</sup>をピークに、現在は減少傾向
- ・ 被害量に合わせ増加と減少を繰り返している
- ・ 毎年、駆除残が発生

駆除量の推移

単位 (m<sup>3</sup>)



# 松くい虫被害の現状（千曲市） \_ 考察

- ・ **被害量は減少している**

- ピーク時の1/3程度

- 対策を適正に実施していけば、今後、さらに被害を抑止することが出来そう

- ・ **駆除出来なかった（物理的理由・予算的理由）箇所について、高い確率で翌年その周辺に被害が発生している**

- 被害が発生した時点で駆除しきることが重要

- ・ **発生場所は突発的**      理由：平成24年度（ピーク時）までに市内全域へ被害が広がったため

- 市内のどこでも被害が発生する可能性がある

- 被害の進行方向に傾向はみられない

- ・ **標高800m以上での被害量は著しく少ない**

- また、被害が発生した場合でも、800mを超えると被害は拡大しない

- 現時点において、800m以上の松林については積極的な対策実施までは不要

- ・ **行政境（長野市、坂城町）で発生する被害は対応が難しい**

- ※ 市町村ごとに事情がことなるため

- ・ **被害量は気象条件にも左右されるため、コントロールすることができない**

## 松くい虫被害対策の現状（R3年度以降）

---

- **市町村実施計画（対策実施範囲）の見直し**
  - 市内全域を「守るべき松林」として設定
- **被害発生箇所の適正な把握**
  - 被害量調査の継続
- **適切な対策指示**
  - 現地確認および駆除方法の指示

# 千曲市森林経営管理制度実施方針

令和3年3月

## 1 趣 旨

千曲市森林経営管理制度実施方針（以下「実施方針」という）は、千曲市に存する森林について、森林管理が円滑に行われるよう千曲市が森林経営管理法に基づく措置その他必要な措置を講ずるための方針を示すものである。

## 2 基本方針

千曲市の私有林について、森林所有者（市内林業事業体への長期施業委託を含む）による森林整備を森林経営計画の策定を通じて促しつつ、適切な管理がされていない森林（下記3に該当する森林）を「対象森林」として、当該対象森林が有する木材生産や防災・減災等の多面的機能の維持・増進を図るため、「生産林」、「環境林」、「生産環境林」に区分し、森林経営管理制度の適切な運用を通じて整備を進めていく。

なお、対象森林の整備方法については、今後の森林管理を円滑に行うために「境界明確化」を進めるとともに、森林所有者への「意向調査」を踏まえて決定する。

## 3 対象森林の考え方

対象森林は、下記（1）に該当する森林を除いた「私有林の人工林」において「適切な経営管理が行われていない森林」（適切な経営管理が行われていない恐れのある森林を含む）とし、令和3年4月以降必要に応じて随時追加又は除外できるものとする。

（令和3年3月現在）

対象森林の面積及び位置	954ha	位置は「別紙1」のとおり
-------------	-------	--------------

### （1）対象森林から除外する森林（次のいずれかに該当する森林）

- ア 公有林（県有林（県行造林地を含む）、市有林）及び公的団体（国立研究法人森林研究・整備機構森林整備センター、一般社団法人長野県林業公社）が管理する森林
- イ 天然林
- ウ 保安林
- エ 森林経営計画対象森林
- オ 上記以外の森林で間伐等の施業実績のある森林

### （2）対象森林の追加又は除外

- ア 追加する森林
  - ・ 森林所有者の申出や地域住民の要望等により、当該森林の多面的機能の維持・増進が必要と認められる人工林
  - ・ 森林経営計画対象林班において長期施業委託不同意森林（又は所有者不明等で計

画樹立者が所有者を明らかにできなかった森林)のうち、当該森林の多面的機能の維持・増進や周辺森林の施業実施上同意取得が必要と認められる人工林

- ・その他、新たに防災・減災機能等の維持・増進を図ることが必要と認められる人工林

イ 除外する森林

- ・集約が困難な矮小森林
- ・今後の現地調査等により施業の実施が困難な森林及び施業の必要がないと認められる人工林

(3) 対象森林の区分

対象森林については、当該森林の立地環境、社会環境及び森林資源の現況等から次の区域に区分する。

ア 生産林（木材生産振興区域）

樹種や傾斜等自然的条件、林道からの距離等地利的条件から、木材生産を継続していくことが望ましい森林

イ 環境林（防災・減災機能等維持増進区域）

- ・山地災害の発生が懸念される森林（土砂災害警戒区域等に含まれる森林）
- ・居住区域周辺の森林及び主要道路その他ライフライン沿線に存する森林
- ・観光地及び里山の景観形成上整備を図ることが望ましい森林

ウ 生産環境林（森林整備推進区域）

森林の公益的機能の維持・増進を図りつつ木材生産を継続していくことが望ましい森林（上記ア及びイに含まれない森林）

## 4 意向調査

(1) 意向調査の実施方法

対象森林を所有する者又は管理する権限等を有する者（以下「調査対象者」という）に対し、当該森林の管理状況や今後の経営管理の意向等について「アンケート形式」により郵送で実施する。

なお、調査対象者が千曲市内に在住又は勤務している場合にあつては、地区説明会や個別対応（訪問説明、回答回収等）も可能な範囲で実施するものとする。

(2) 意向調査の実施区域及びスケジュール等

実施区域は別紙2のとおりとし、令和3年度から開始（現地調査等の準備を含む）して概ね15年の期間で全域を実施する。

なお、対象区域の実施順は、令和2年度に行った対象森林の立地環境、社会環境及び森林資源の現況等の評価結果に基づき優先度の高い区域から順次進めるものとする。

## 5 意向確認後の森林経営管理

意向調査の結果、森林所有者等が自ら経営管理を行う場合又は当面実施すべき施業がない場合を除き、下記のいずれかの方法により適切な森林の経営管理が行われるよう、林業

事業体と調整を進める。

(1) 林業事業体への委託による経営管理

林業経営に適すると判断される場合は、市内林業事業体と連携・調整の上、森林経営管理委託による森林経営計画の策定を進める。

また、森林経営計画に基づく国・県の補助事業が実施された場合は、必要に応じて「千曲市森林経営計画促進事業」により支援するものとする。

(2) 三者協定による経営管理

上記(1)による経営管理に適さない森林は、市内林業事業体と連携・調整の上、森林所有者、林業事業体の長及び千曲市長（長野県森林づくり県民税活用事業の補助対象となる場合は長野県長野地域振興局長）の三者による整備協定の締結により森林整備を進める。

また、当該協定に基づく施業が実施された場合は、必要に応じて「千曲市森林づくり事業」により支援するものとする。

(3) 森林経営管理権の設定

森林経営管理法に基づく森林経営管理権の設定は、原則的に行わないが、上記(1)又は(2)での経営管理の実施が困難となった場合は設定等を検討するものとする。

## 6 実施費用

実施方針に基づき千曲市が実施する意向調査や境界明確化、森林経営管理に係る補助金等に必要経費は、森林環境譲与税及び千曲市森林づくり基金を財源とし、財源の許す範囲で実施するものとする。

## 7 その他特記事項

(1) 実施方針の公表

実施方針については、市のホームページ等により公表する。

また、意向調査の実施状況等から実施方針の見直しが必要となった場合は、県林業普及指導員や地域の林業関係者等の意見を聞きながら随時見直しを行う。

(2) 調査結果の反映

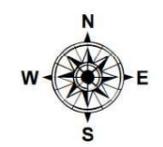
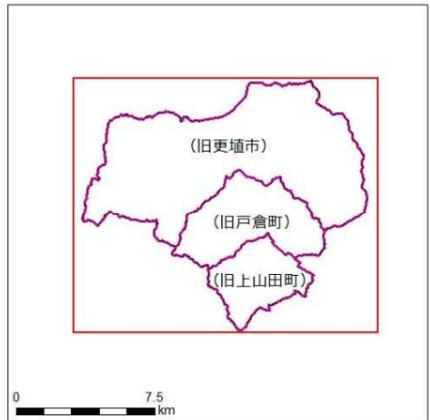
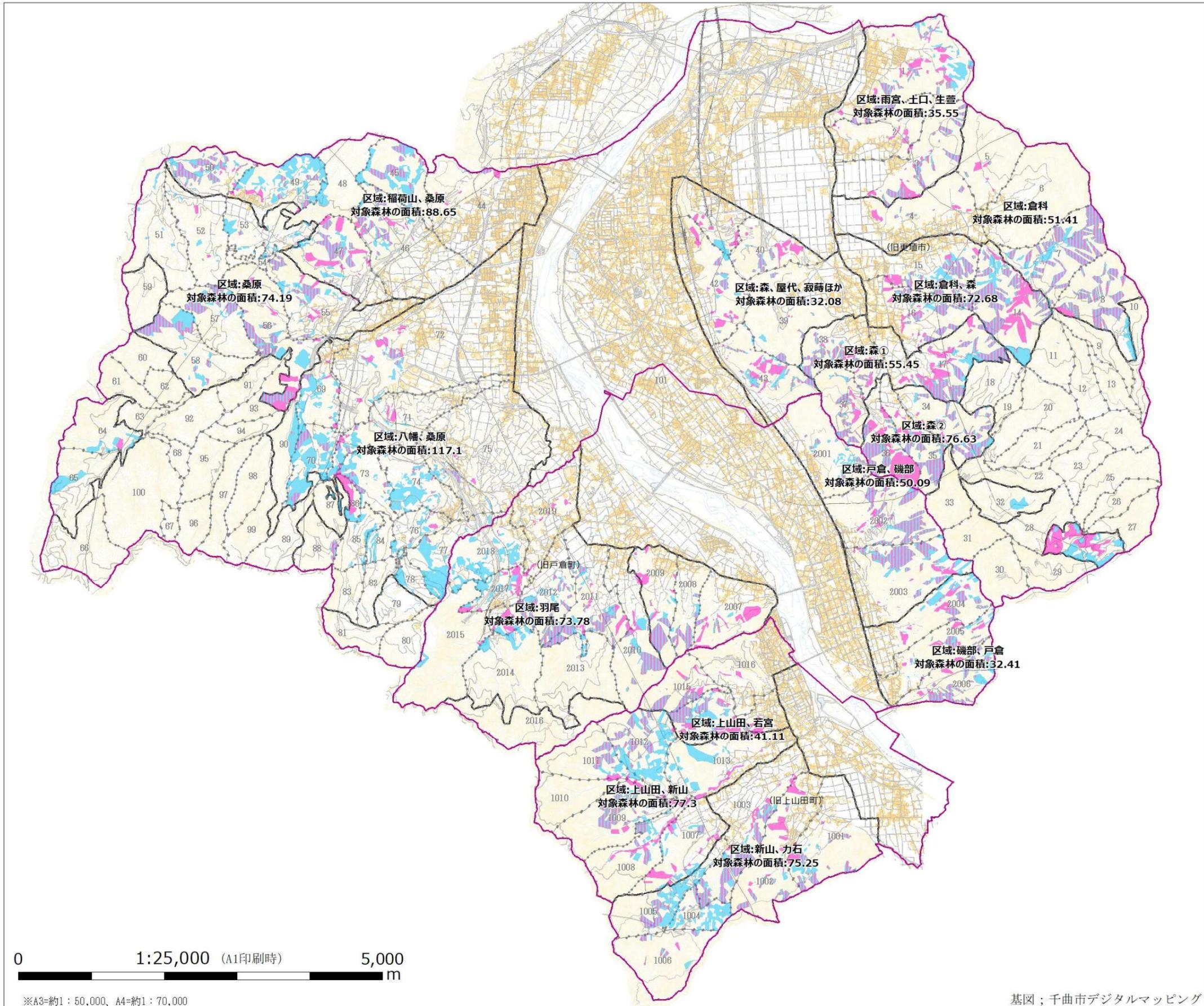
実施方針に基づき行った意向調査や現地調査等の結果、森林簿や林地台帳等の森林情報と差異があった場合は修正等を随時実施し、森林経営管理の効率的な運用に資するよう努める。

(3) 実施体制

実施方針に基づく一連の業務は現在の体制で開始するが、今後の市の執行体制や効率的な制度運用等を考慮し、必要に応じて専門職員の雇用や外部委託等を検討する。

別紙2 意向調査実施区域

区 域	林 班	実施時期
雨宮、土口、生萱	1～3 林班	第1期 (R3～)
森、屋代、寂蒔ほか	39～43 林班	第2期
上山田、若宮	1014～1016、2007～2009 林班	第3期
羽尾	2010～2015、2017～2019 林班	第4期
倉科	4～8 林班	第5期
磯部、戸倉	2004～2006 林班	第6期
桑原	51～58、64、65 林班	第7期
稲荷山、桑原	44～50 林班	第8期
八幡、桑原	69～78.82～86、88、90 林班	第9期
戸倉、磯部	2001～2003 林班	第10期
上山田、新山	1007～1013 林班	第11期
森②	32、34～36 林班	第12期
新山、力石	1001～1006 林班	第13期
倉科、森	14～16 林班	第14期
森①	17、37、38 林班	第15期



【凡例】

対象森林の区分

- 生産林
- 環状林
- 生産環状林
- 林班堺

0 1:25,000 (A1印刷時) 5,000 m

※A3=約1:50,000、A4=約1:70,000

基図：千曲市デジタルマッピング

